

陳情第 81 号 調布市長が管理する市政情報の公開等に関する規則の改定を求める陳情

今陳情は、音声記憶装置の主流が磁気テープから半導体メモリーを用いた IC レコーダーに置きかわってきている事や、動画映像の記憶媒体も半導体メモリーが普及してきている事、市政情報の記録も、デジタルカメラや IC レコーダーなどで行われている事を例に、市の規則が、こういった技術進歩に対応できず、情報公開制度の趣旨を阻害する状況にあるとして規則の改定を求めています。

その具体的事例として、陳情者が IC レコーダーに記録された音声データの写しの交付の求めに対して、視聴はできるが、写しの交付はできないとの決定を行った事。

この点を掲げ、IC メモリーに記憶されたものの複写は容易な事からも、技術進歩に対応して、視聴だけでなく写しの交付も行い、かつ、誤解を生じない明解な内容の規則に改定をするよう求めています。

市は正確な情報を公開する責務があります。現在公開されている議事録は会議での発言の訂正等あった場合、これらも訂正した正確な正式な議事録として公開されています。会議等を録音した音声データは、その前段階のものであること、もう一点は現在の技術革新の時代にあっては、データの改ざんが可能な事を考慮した場合、改ざんされたデータが流失した場合、これを訂正することは極めて難しい事からも現時点で規則を改正することは難しいと考えます。また調布市議会においては本会議、委員会共にインターネットで視聴できること。求めがあれば、その場で視聴することが可能な点も含めれば、市が正確な情報を公開する責務からしても、市政情報の公開等に関する規則を現時点で、改定する必要性はないと考えます。

ただし、市の情報公開条例の市政情報の公開に、情報化の進展状況等を勘案して、という一項があります。現在 26 市の公開状況を見ると、データでの公開をされている市もあると承知していますので、開かれた市政を目指すという視点に立って、行政においても研究し、今後の方向性について検討する余地があることも考慮し、今陳情については趣旨採択を求めます。